

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月9日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第9号

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市消防局事務専決規程（昭和57年新潟市消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中、「新潟市火災予防査察規程（昭和62年消防局訓令第7号）第15条」を「新潟市消防局査察規程（令和8年消防局訓令第1号）第14条」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。